

1. 議事日程

〔平成28年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成28年 2月19日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 |
| 日程第4 | 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例】 |
| 日程第5 | 議案第1号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について |
| 日程第6 | 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第7 | 議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第8 | 議案第4号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第5号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第7号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第8号 安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第9号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第10号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第15 | 議案第11号 公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について |
| 日程第16 | 議案第12号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第13号 広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について |
| 日程第18 | 議案第14号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第15号 財産の無償貸付について【高宮地区工業団地 下水処理施設】 |
| 日程第20 | 議案第16号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第17号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第18号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第19号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第24 | 議案第20号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第25 | 議案第21号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第26 | 議案第22号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3 |

- 号)
- 日程第 2 7 議案第23号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 8 議案第24号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 9 議案第25号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 0 議案第26号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 1 議案第27号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 2 議案第28号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 3 議案第29号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 4 議案第30号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 5 議案第31号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 6 議案第32号 平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 7 議案第33号 平成28年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第 3 8 議案第34号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第35号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第36号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第37号 平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第38号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第39号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第40号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第41号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第42号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第43号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第44号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第45号 平成28年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第 5 0 発議第 1 号 山本優議長の辞職勧告決議について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉 重 輝 吉	2番	玉 井 直 子
3番	久 保 慶 子	4番	下 岡 多美枝
5番	前 重 昌 敬	6番	石 飛 慶 久

7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

14番	塚本近	15番	藤井昌之
-----	-----	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	浜田一義	教育長	永井初男
総務部長	杉安明彦	企画振興部長	武岡隆文
市民部長	小笠原義和	産業振興部長	清水勝
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部特命担当部長	山平修
建設部長兼公営企業部長	西原裕文	教育次長	叶丸一雅
消防長	久保高憲	会計管理者	広瀬信之
八千代支所長	河野雄二	美土里支所長	毛利幹夫
高宮支所長	中谷文彦	甲田支所長	小玉勝
向原支所長	神岡眞信	総務課長	土井実貴男
財政課長	河本圭司	政策企画課長	西岡保典

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

- 山本議長 皆さんおはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。
第3点、監査委員より平成27年12月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 山本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、14番塚本近君、及び15番 藤井昌之君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 山本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会から報告をいたします。
平成28年第1回定例会の運営につきまして、去る、1月19日、2月12日及び本日議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月9日までの20日間といたしました。
議事の都合により、2月20日から2月22日並びに、2月25日から3月8日

までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、承認1件、議案45件、発議1件の計47件と、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第1号、第2号、第4号から第7号、第9号から第13号、及び第18号の12件は、総務企画常任委員会へ、議案第19号及び第20号の2件は、文教厚生常任委員会へ、議案第16号及び第17号の2件は、産業建設常任委員会へ、また議案21号から第45号までの25件を予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

その他の承認1件、議案4件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、発議第1号の取り扱いについては、提案理由説明後、質疑、討論、採決を行うようにいたします。

次に、一般質問の取り扱いについては、12人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、2月23日を6人、24日を6人といたします。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は20日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○山本議長 日程第3、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には、第1順位 中森美智代さん、第2順位 合原雅寛さん、第3順位 谷林紀子さん、第4順位 加藤學さん。以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した第1順位 中森美

智代さん、第2順位 合原雅寛さん、第3順位 谷林紀子さん、第4順位 加藤學さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位 高本徹雄さん、第2順位 大中道子さん、第3順位 亀井聖さん、第4順位 臺法子さん。以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位 高本徹雄さん、第2順位 大中道子さん、第3順位 亀井聖さん、第4順位 臺法子さんが当選されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例】

○山本議長 日程第4、承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成28年第1回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん方、御多用のところ、御参集賜り、まことにありがとうございます。

市長就任以来、市民総ヘルパー構想や、自助・共助・公助等の地域で支え合うまちづくりを掲げ、少子高齢化社会への対応や、教育環境の整備、さらには合併以来の懸案事項であったお太助ワゴンの運行、光ネットワークの整備、葬斎場あじさい聖苑、生涯学習センターみらいの建設等、生活基盤の充実に向け積極的に取り組んでまいったところがございます。また、神楽や毛利元就、サンフレッチェ広島や湧永レオリックなど、地域の宝を生かした安芸高田市の知名度の向上に努めてまいりました。

市長に就任いたし、2期目の任期が残り2カ月ほどで終わろうとしております。この間、多くの市民の皆様や議員の皆様から温かい御指導、御助言をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

さて、このたびの定例会では、承認1件、条例及び予算関係の議案45件を提案をしております。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

承認第1号「専決処分した事件の承認について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成28年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に

より専決処分により改正させていただいたものであります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長

おはようございます。

専決処分いたしました安芸高田市税条例等の一部を改正する条例について、要点の御説明をいたします。

本件は、平成28年税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、税条例の一部を改正するものです。その見直しは、個人番号の記載を不要にすることによって、本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減することを目的に、市民税の減免申請、特別土地保有税の減免申請手続について、個人番号を記載しなくてもよいこととなったものです。施行期日は平成28年1月1日です。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第1号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について

日程第6 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○山本議長

日程第5、議案第1号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」の件から、日程第6、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件までの2件を一括して議題といたし

ます。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号から議案第2号の2議案についての一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から施行される「行政不服審査法」において、審査請求の採決の判断の適否を審査する附属機関として、行政不服審査会を設置することとされたことに伴い、当該行政不服審査会事務の効率的かつ円滑な遂行が確保できるよう、当該事務を広島県に委託することに関し、協議を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において「行政不服審査法の全部を改正する法律」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が公布され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、法律番号、法律の趣旨に合わせた文言の整理等、所要の改正を行うため、関係する10条例を改正するものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○山本議長 日程第7、議案第3号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市の安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

る条例等について、所要の改訂を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第3号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

議案書のほうをお願いをいたします。

このたびの改正は、地方公務員法の一部改正により、地方公務員法の条項を引用しております本市条例の部分について、必要な改正を行うものでございます。

1ページの第1条で、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を、また2ページの上段、第2条で安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を、また2ページ下段から3ページにかけて、安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部改正をそれぞれ行うものでございます。

3つの条例において、改正部分は共通をしております。右が改正前、左が改正後になります。地方公務員法の一部改正の中で、地方公務員法第24条が改正をされ、第1項が削除されたことにより、第6項で規定されている職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めるという条項が、改正後の第5項となるため、本市条例の引用部分を改正するものでございます。

なお、根拠となります地方公務員法の改正の趣旨は、人事評価制度の導入が平成28年4月1日から義務化されることに伴いまして、このたびの改正でこれまで努力義務とされておりました地方公務員法第24条の第1項の条項が削除されたことによる改正でございます。

なお、附則の施行期日は、政令の施行期日に合わせ、平成28年4月1日とするものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
16番 金行哲昭君。

○金行議員 この分、決まりでそういうことになったというて、我が市の条例を休日、職員の休日等々の努力義務を変えられたということでございますが、我が市にとってそのことによって職員の意欲をなくするとかいうことは一切ないのか1点それをお聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。
総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 説明の中でも申し上げましたように、地方公務員法の改正の趣旨、こ

のたびの趣旨は、いわゆる人事評価制度、これまでも説明をさせていただいておりますが、本市において人事評価制度は早くから試行として取り組んできております。その試行として取り組んできた趣旨は、このように地方公務員法の改正があり、義務化される可能性があるという想定のもと、早いうちから取り組んできております。この人事評価制度は職員のまさにやる気といいますか、を起こさせる一つの取り組みでございます。業績評価、能力評価を、公平、公正な形で評価をしていくという中では、やる気を起こさせるものでございますし、また自分の目標を立てて、年度当初に目標を立ててそれを実行すると、いう意味でも非常に有益な取り組みでございます。

ですから、地方公務員法の改正によって、この人事評価制度が各市町義務化されたということは、我々も想定をしているところでございましたので、その準備は十分してきたということで、特に職員に与える影響というのはないというふうに思っております。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第3号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第4号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第8、議案第4号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第4号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説

明を申し上げます。

本案は、施策の展開により、来年度新たに任用する非常勤職員の報酬額を定めるとともに、非常勤職員の名称や報酬額の改正及び廃止となる非常勤職員の見直しを行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第5号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第7号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第9、議案第5号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件から、日程第11、議案第7号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第5号から議案第7号の3議案についての一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第5号の「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行、並びに昨年的人事院勧告、広島県人事委員会の勧告及び県内他市の状況を踏まえ、本市職員の給与に関する条例等について、所要の改訂を行うものであります。

次に、議案第6号「安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、昨年的人事院勧告に基づき、民間給与との格差を是正するため、一般職において給与の支給月数を引き上げることとした措置を、常勤の特別職においても適用するため、所要の改訂を行うものであります。また、安芸高田市特別職報酬等審議会条例につきまして、12月24日に審議会に諮問いたし、3回にわたる審議会での審議を経て、2月5日付でい

ただきました答申により、教育長の報酬額の改訂を行うものであります。

次に、議案第7号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、昨年の人事院勧告に基づき、民間給与との格差を是正するため、一般職及び非常勤の特別職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を、市議会議員においても適用するため、所要の改訂を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第8号 安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第12、議案第8号「安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号「安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴い、本市の安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について所要の改訂を行うものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。  
総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第8号「安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。  
議案書をお願いをいたします。

このたび、改正をいたします安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、もともと地方公務員法第58条の2の規定に基づき、各地方公共団体に条例制定が義務づけられているもので、内容は職員の任用給与、勤務時間など9項目にわたる事項を毎年公表することとされております。

このたびの具体的な改正の内容は、議案書の2ページをお願いをいたします。裏面になりますが、右が改正前、左が改正後になります。本市条例の第3条の報告事項のうち、左の枠の中になりますが、改正後の2号に職員の人事評価の状況を、また改正後の第8号に職員の退職管理の状況を加え、また同時に改正後の9号中で勤務成績の評定という文言を削除するものでございます。いずれも、地方公務員法の改正に基づくものでございまして、職員の人事評価の状況の追加は平成28年4月1日から義務づけられた人事評価制度の導入によるものでございます。

また、職員の退職管理の状況の追加は、平成27年12月に制定いたしました退職管理に関する条例に基づき、退職者の再就職状況の公表を行うものでございます。

なお、勤務成績の評定の文言の削除は、人事評価を導入することに伴い、削除をするものでございます。

第5条の公平委員会の報告事項のうち、第3号で文言を不服申し立てから審査請求に改正いたしますのは、行政不服審査法の改正によるもので、不服申し立ての種類を審査請求に一元化されたことによるものでございます。

なお、条例の施行期日は、附則で平成28年4月1日からといたしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第8号「安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第9号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○山本議長 日程第13、議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市保健センターを初め、計17施設について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、施設の設置目的や特性、またこの間の管理運営状況を総合的に検証して判断したものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第10号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について

○山本議長 日程第14、議案第10号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第10号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延が想定されることから、平成24年6月に法律の改正を行い、法の有効期限が平成27年度末から平成32年度末に延長されました。

このことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする新たな過疎地域自立促進計画を策定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第11号 公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協

議について

日程第16 議案第12号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第15、議案第11号「公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について」の件から、日程第16、議案第12号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第11号から議案第12号の2議案についての一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第11号「公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成27年第4回定例会において議決をいただきました案件に関連するものでございまして、現在美土里町智教寺・大所地域において実施をしております、市町村運営有償運送による友愛とろっこ便において、島根県邑南町が利用することについて、邑南町と協議を行う必要があります。議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第11号の「公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について」に関連し、条例の一部改正を行い、旅客の利用者に邑南町民を加えるものであります。また、現在運行している川根もやい便の立ち寄り場所に高速美土里バス停及びJR甲立駅を追加するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第13号 広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

○山本議長 日程第17、議案第13号「広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第13号「広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携

協約の締結に関する協議について」提案理由を御説明申し上げます。

広島広域都市圏におきまして、経済面や生活面で深く結びついている圏域内の24市町が、これまでの広島広域都市圏協議会の取り組みを基礎とし、強固な信頼関係を背景に、地域資源を圏域全体で活用するさまざまな施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超えを目指す「200万人広島広域都市圏構想」の実現を図ることとなりました。

本市にとりましても、こうした広域連携は人口減少社会、高齢化社会の中で、質の高い、あるいは多様な住民サービスを安定的に提供できる仕組みを確保していくことにおいて、意義があるものと考え、この構想に参画し、広域連携を推進しようとするものであります。

このことから、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、広島市と安芸高田市の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 塚本近君。

○塚本議員 市長のほうから説明がありましたが、県内24ということがありましたけれども、今まで県北3市との連携も十分やってきたわけですので、そこらの他の関係はどのように今後構築されていくのかお伺いをいたします。

○山本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 武岡隆文君。

○武岡企画振興部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたように、広島市を中心とする広島広域都市圏の関係でございますが、現在24市町で構成をいたしております広域都市圏協議会、これが組織しております。今回の連携協約につきましては、広島市を核として周辺の関係市町24市町において、この連携中枢都市圏制度を活用していくというものでございまして、財政的に交付税の措置等がございます。

一方、県北3市との連携につきましては、この広島広域都市圏協議会にこの3市、庄原、三次については、加わってございませんので、直接この制度には関係はしておりませんが、内陸部等の協議会等でいろんな施策を本市とも連携を取りながら進めていくものというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。



本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第14号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第18、議案第14号「過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第14号「過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、過疎地域自立促進の特別措置法の一部が改正され、法期限が平成28年3月31日から平成33年3月31日まで延長されたことにより、過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正させていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 「過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法が平成28年3月31日から平成33年3月31日まで法期限の延長をしたことに伴い、本市条例の過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したものです。この課税免除制度は、企業誘致等を促進するため、一定要件のもとに生産施設を新設、または増設したとき、その施設に一定の金額以上投資した場合、固定資産税の課税免除を受けることができる制度で、平成27年度は4社、平成28年度は2社、平成29年度は4社の該当があります。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 金行哲昭君。

○金行議員 課税免除ということが28年3月31日から33年3月31日まで延びたいということは、我が市としては新しい工場等がくるということで、あるんですが、今27年度は4社あるということですが、それらもそういう免除いうあれになるんですか。それとも、新たにそういう条例で入るいうわけですか。

そこらをちょっと説明をしてもらいたいと思います。

○山本議長

答弁を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長

27年度から3年間の課税免除の適用になりますので、27、28、29年度まで。28年度のものについては、28、29と3年ずつ継続して課税免除が対象になります。

以上でございます。

○山本議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号「過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第15号 財産の無償貸付について【高宮地区工業団地 下水処理施設】

○山本議長

日程第19、議案第15号「財産の無償貸付について【高宮地区工業団地 下水処理施設】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第15号「財産の無償貸付について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、高宮地区工業団地内、ビューティサポー株式会社、キョクトウ高宮株式会社と締結しております、下水処理施設の無償貸借契約について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。所在地は、高宮町原田500番地15。期間は、平成33年3月31日までであります。

よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

産業振興部特命担当部長 山平修君。

○山平特命担当部長 それでは、議案第15号「財産の無償貸付について」要点の説明をいたします。

貸し付けをいたします施設は、高宮地区工業団地の下水処理施設でございます。3件の財産を無償で貸し付けするものでございまして、土地につきましても、地目、雑種地、1,393平方メートル、建物につきましても、鉄筋コンクリートづくり、平家建て、70.05平方メートル、その他といたしまして、浄化槽1基でございます。

貸し付けの相手方は、高宮地区工業団地内で操業いたしますビューティサポー株式会社、キョクトウ高宮株式会社の2社でございます。貸し付け期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。2社と市との間におきまして、5年間の無償による使用貸借契約を締結し、1カ月前までに双方の特段の意思表示がない場合、さらに5年間の継続ということにしております。平成28年3月31日をもって、契約期間が満了いたしますが、双方特段の意思表示がございませんので、継続更新をいたしたく、市議会の議決を求めるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号「財産の無償貸付について【高宮地区工業団地下水処理施設】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第16号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第20、議案第16号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第16号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条

例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国が徴収する道路占用料について、道路法施行令が改正されたことに伴い、地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動を反映した適正な金額とするため、国及び県の占用料に準拠して、このたび本市の道路占用料を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 塚本近君。

○塚本議員 この内訳を見ますと、金額的に下がってくるということでございますけれども、使用料及び手数料の中の収入に挙がっておるわけでございますけれども、これでも金額が下がるということに対して、どのような金額の変動が考えられるのか。歳入の面において、どう変わるのか御説明をいただきたいと思っております。

○山本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 このたびの占用料の見直しに伴いまして、これは道路法の施行令の改正に伴って、いわゆる国の金額に合わせての改正ということでございまして、全般的にかなり半額程度に下がっておりますので、トータルとすればやはり歳入は当然この単価に合わせたように半額程度に下がるんじゃないだろうかということでございますが、これにつきましては施行令の改正に伴うものでございますので、それに準拠していくということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○山本議長 14番 塚本近君。

○塚本議員 28年度の予算の中の計上では、352万円ですか、そういう金額が歳入として掲げられておりますけれども、ちょっと私手元に前年度の金額を持っておりませんので、はっきりしたことは言えませんが、半額程度下がるかなというふうな思いがしておりますけれども、そういう理解でよろしゅうございますか。今年度は上がると金額352万円は改正された金額というふうに考えてよろしゅうございますか。

○山本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 この条例改正は、今年度にやる予定でございましたので、新年度の予算についてもその改正後に基づいての金額というふうに理解しております。

○山本議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。



日程第21 議案第17号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第21、議案第17号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第17号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、水防法等の一部を改正する法律の施行に伴い、下水道法の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。



日程第22 議案第18号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第22、議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部の改正に伴い、安芸高田市火災予防条例の所要の改正について、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。



日程第23 議案第19号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例

- 山本議長 日程第23、議案第19号「安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第19号「安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、宿泊可能な青少年教育施設であります、安芸高田少年自然の家を平成28年度末をもって廃止することに伴い、平成29年4月1日の施行で条例を廃止するものであります。
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
11番 熊高昌三君。
- 熊高議員 少年自然の家の廃止については、全員協議会等で説明がありました。そのときにも申し上げましたが、教育施設としての位置づけ、当然この観点もあろうと思いますが、将来的にこういった宿泊施設が安芸高田市で廃止するということになる、経済的な効果、あるいはそういう施設をもつての教育的な取り組み、そういったことにも多大な影響が出てくるだろうというふうなお話もしましたが、1年先に募集を停止するための条例という期間もあるということですが、そういった方向性を示さないうままにこういった形で廃止というのが出てくるのは、いかがなものかというふうなお話もしましたが、そういった将来的な展望をどのように持ってこの施設の廃止を行うようなお気持ちなのか、改めてお聞きしたいと思います。
- 山本議長 答弁を求めます。
教育次長 叶丸一雅君。
- 叶丸教育次長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。
先ほどありましたように、今後1年かけまして、1年後に閉鎖ということになるわけですが、現在進めておりますのは、学校教育で使っております集団学習等を行っておるところでございます。ここらあたりにつきましては、今後細かい部分は詰めてまいらなくてはならないと考えておりますが、現在市内にありますエコミュージアム、こちらのほう既に学校、一部の学校では使用させていただいているところでございます。こちらのほうの使用を今後他の学校も含めて活用させていただければというふうな、施設についてはそのような考えを持たせていただいております。
それと、全員協議会のときにも資料も出させていただきましたが、鶴学園のほうで土師ダムにあります鶴学園の施設におきましては、修学施設、それと野外活動施設、各種の体験学習ができる施設等もあります。こちらのほうも既にお話を進めさせていただいております、利用でき

るよう進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 そのことは前回の協議会でもお聞きしましたが、教育的なその位置づけから言うと、そういった御答弁をされましたけども、規模にしてもエコミュージアム川根にしても、土師ダムの関係施設にしても、規模的にはかなり小さい。ということになると、県内の同様の施設を利用するというような資料も提案されましたけども、そういった形で教育的な見地というのはある程度考えていただくということでしょうけども。

条例廃止を1年前にするという提案の前に、そういったことも含めてしっかり協議をした中で時間をかけて提案をしていくというのが、本来の姿ではないかなという気がしております。そこが文化庁ですかね。そういったエリアにもなつとるということで、非常に難しい課題はあるというのはお聞きしましたが、1回そこを廃止してしまうとどのようにするのかということが議論されないまま、この1年間だけでできるというふうな、そんなに簡単なものじゃないと私は受けとめておるんですね。

大きな宿泊施設がない安芸高田市の中であって、その宿泊施設そのものもどうしていくのかということ考えた教育委員会だけじゃなしに、市長部局のほうも含めて、それがなくなることによっての経済の低下、あるいはそういう人を呼び込むためのきっかけづくりが逆に言うたらなくなるということもあるわけですね。

そういった観点から、どのように考えておられるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの熊高議員のほうから御質問、御指摘をいただきました。

まず1点目の廃止へ向けての手順でございますが、この点につきましては、事務局のほうではかなり前から検討はしてまいりましたが、オープンにするという段階に至ってのタイミングでありますとか、そういったことについては、真摯に受けとめさせていただいて反省すべきところは反省をしたいというふうに考えております。

それから、大きな2点目でございますが、いわゆる廃止に伴う経済の低下、あるいは人を呼び込む、そういったことについての影響ということについては、これは正直今段階、十分な精査と言いますか、議論のほうをしておりません。と言いますのが、これは県から移譲を受けましたが、そのときに調査特別委員会も立ち上げていただき、議論をしておりますが、そのときに議員御指摘のように、あの施設を青少年の健全育成と言いますか、いわゆる教育効果を高める、そういう施設に特化と言いますか、利活用を絞っていきたいということの議論もしていただいたところでございます。

そのことを踏まえ、これも先般、全員協議会で御指摘がありました、今日子どもたちをめぐる状況というのは、いわゆる集団宿泊訓練でありますとか、自然体験活動というのは今後さらに充実をさせていかなければいけない。それは安芸高田市で育ておる子どもたちも全く同じ状況だというふうに考えております。

しかし、今このまま少年自然の家を活用していくということにおきましては、これもこれまでお答えをさせていただいておりますように、経費の面でありますとか、指導員がいない中での多様な体験活動をあそこの施設で仕組むということが、非常に困難な状況になっております。今後は、先ほど次長が答弁をさせていただきましたが、市内、市外の施設等を有効に活用しながら、それぞれの施設が持つ特徴的な安芸高田少年自然の家では、体験できないような活動も含めて、幅広く子どもたちにそれぞれの施設を活用して、体験活動というのはさまざまな形でしっかりこれまで以上の体験というものをさせていくということ、今後も引き続いて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありますか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 これは文教厚生の方に付託されるという案件でありますので、教育的な見地からは、また同僚議員も一般質問等もありますし、これ以上のことはまた改めた場で議論していただきたいと思いますが、私もこの県から譲り受けたときの経緯も十分かかわっておりますので、そのときには非常に慎重にというふうな立場でございましたが、この10年の間に、そういったことも含めて、こういう事態というのは当然推定をされて、なおかつ10年をめぐりという一つの区切りは当然持つておられたということでしょうけども。

それがあつたら、なおさらのこと、しっかりとした経済対策、そういったものも含めてこの安芸高田市のやはり若い人が住んでいただくということも含めた環境整備というのにも、当然つなげてきておりますので、総合的な戦略の中で、この宿泊施設である少年自然の家をどうするかというのは、しっかり議論すべき場は十分あつたと思うんですね。そういったところを市長部局のほうが教育委員会とどのようにしてきたのかということ、改めてお聞きしたいと思つています。

○山本議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 市長部局とどのような調整が図られたか、ということでございますが、議員の皆様にも御報告、あるいはいろいろ審議していただいた中に、公共施設をどう維持していくのかということ、話をさせて、また報告をさせていただきました。そういう立場で言えば、今、教育委員会が出されておられます方針を、そのまま受け入れるというか、それが公共施設の

今後のあり方については適切なんだろうという思いで協議、連携をしてきたと思っております。

宿泊施設がなくなるということに対する影響というのは、少なからずあるんだろうと思います。ただ、この部分を公が今後とも担っていくものなのか、担えるものなのかということも、やはり議論をしておく必要があるんだろうと思います。

例えば、民間でそれを担っていただける方法はないのかということ視野に入れた検討が必要なんではないかなというふうに思っております。具体的には、そういったところを連携しながら協議をしてきたというのは、そのように理解をしております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。
この際、11時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第20号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第24、議案第20号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第20号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の主要事業として取り組みを進めてまいりました「学校規模適正化推進事業」につきまして、八千代町、甲田地区において、おおむね主立った協議項目についての議論が尽くされ、各地区の統合準備委員会で平成30年4月1日を統合年月日として合意形成を図ることができましたので、該当する小学校の名称及び位置についての改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第25 議案第21号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第22号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第23号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第24号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第25号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第26号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第27号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第28号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第29号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第30号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第31号 平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第32号 平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

○山本議長 日程第25、議案第21号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第36、議案第32号「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第21号から議案第32号までの12件について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第21号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ204万7,000円を追加し、予算の総額を196億9,440万円とするものであります。

次に、議案第22号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,964万3,000円を追加し、予算の総額を43億9,214万8,000円とするものであります。

次に、議案第23号「平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,966万7,000円を減額し、予算の総額を4億996万1,000円とするものであります。

次に、議案第24号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,829万3,000円を減額し、予算の総額を44億4,759万8,000円とするものであります。

次に、議案第25号「平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20万2,000円を減額し、予算の総額を192万5,000円とするものであります。

次に、議案第26号「平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ941万1,000円を減額し、予算の総額を2億5,481万6,000円とするものであります。

次に、議案第27号「平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,473万2,000円を減額し、予算の総額を4億3,001万4,000円とするものでございます。

次に、議案第28号「平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ536万3,000円を減額し、予算の総額を4億1,960万2,000円とするものであります。

次に、議案第29号「平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,807万5,000円を減額し、予算の総額を3億1,458万5,000円とするものであります。

次に、議案第30号「平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ347万6,000円を減額し、予算の総額を8億7,272万円とするものであります。

次に、議案第31号「平成27年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加し、予算の総額を1,522万4,000円とするものであります。

次に、議案第32号「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、営業費用1万円の減額、及び営業外費用7万2,000円を増額し、予備費を6万2,000円減額をするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的収入につきましては、1,893万円を減額し、予定総額を1億592万4,000円とするものであります。資本的支出につきましては、2,210万円を減額し、予定総額を1億8,257万7,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,665万3,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額689万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,975万6,000円で補てんをするものであります。

次に、議会の議決を経なければならない流用することのできない経費、職員給与費につきましては、1万円を減額し、1,987万1,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案12件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

|       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第37 | 議案第33号 | 平成28年度安芸高田市一般会計予算                |
| 日程第38 | 議案第34号 | 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第39 | 議案第35号 | 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第40 | 議案第36号 | 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計予算            |
| 日程第41 | 議案第37号 | 平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計予算          |
| 日程第42 | 議案第38号 | 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算         |
| 日程第43 | 議案第39号 | 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算   |
| 日程第44 | 議案第40号 | 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算        |
| 日程第45 | 議案第41号 | 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算         |
| 日程第46 | 議案第42号 | 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |

- 日程第47 議案第43号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算  
日程第48 議案第44号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算  
日程第49 議案第45号 平成28年度安芸高田市水道事業会計予算

○山本議長 日程第37、議案第33号「平成28年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第49、議案第45号「平成28年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 提案理由の御説明を申し上げる前に、経済の動向と本市の財政状況について、及び平成28年度当初予算編成の考え方と規模について報告させていただきます。

我が国の経済は、雇用や所得環境の改善が続く中で、国による各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている一方で、中国を始めとするアジア新興国等の景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとして懸念をされており、依然として予断を許さない状況にあります。

本市におきましては、市税が平成26年度決算においても平成25年度に引き続き増収になったものの平成26年度から始まった普通交付税の合併特例加算処置の段階的減額は3年目となり、財政運営は極めて厳しいものとなっております。

次に、本市の平成28年度当初予算編成につきましては、市長選挙が4月に予定されており、選挙により選ばれた市長さんの活動を制限しないという観点から、新規事業を始め重要な政策的経費については除外する骨格予算として編成いたしました。新市長決定後に、政策的経費を補正予算で肉づけする考えを基本といたしました。しかしながら、国、県、関係団体との連携、協調が必要な事業、既に継続的に実施してきた事業で、実施時期や工期の関係から補正予算では間に合わない事業、継続的に実施することにより効果を発揮する事業などにつきましては、総合計画に掲げる実施計画に道筋をつけるための予算と位置づけ、必要最小限を当初予算に計上いたしました。

また、平成28年度は安芸高田市が地方創生に向けた一步を踏み出す年でございます。政策的にも重要な取り組みであるため、このたびの当初予算からは除いております。

それでは、一般会計歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

市税につきましては、国の経済も緩やかな回復傾向にあることもあり、ほぼ横ばいの1.1%の微増としております。地方交付税は、普通交付税の合併特例加算措置の段階的な減額と、平成27年度の国勢調査結果を反映することによる減収を見込み、11.7%の減として計上しております。また、国、県支出金、市債等、その他の歳入につきましても、骨格予算として政策的な事業を補正にゆだねることに伴い、大きく激減をしてお

ります。

続きまして、歳出予算につきましては、今回の予算は骨格予算として  
いることから、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費などを主なもの  
として計上しております。その結果、平成28年度の当初予算規模は、一  
般会計182億9,300万円、対前年対比8.3%の減であります。11の特別会  
計は、合計114億2,611万6,000円、前年度対比3%の減であります。地方  
公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算の合計で、  
4億3,665万5,000円、対前年度対比10.3%の減となりました。以上、平  
成28年度骨格予算の主な概要を申し上げます。

それでは、議案第33号から議案第45号までの13議案について、一括し  
て提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第33号「平成28年度安芸高田市一般会計予算」でござい  
ます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ、182億9,300万円とするものであり  
ます。債務負担行為につきましては、その事項、期間及び限度額を定め  
るものであります。地方債につきましては、その借入限度額を11億  
5,590万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、  
借入限度額を40億円と定めるものであります。

次に、議案第34号「平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計予  
算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億3,844万1,000円とするものであ  
ります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定め  
るものであります。

次に、議案第35号「平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予  
算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,278万9,000円とするものであ  
ります。

次に、議案第36号「平成28年度安芸高田市介護保険特別会計予算」で  
あります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億5,735万4,000円とするものであ  
ります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定め  
るものであります。

次に、議案第37号「平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計予  
算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5万円とするものであります。また、  
一時借入金につきましては、借入限度額を1万円と定めるものでありま  
す。

次に、議案第38号「平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予  
算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,118万3,000円とするものであ  
ります。地方債につきましては、その借入限度額を2,710万円と定める

ものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものであります。

次に、議案第39号「平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,525万円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を6,230万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第40号「平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,309万9,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を6,850万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5,000万円と定めるものであります。

次に、議案第41号「平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,358万6,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を3,000万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第42号「平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,062万円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第43号「平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,879万9,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を1億700万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第44号「平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,494万5,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第45号「平成28年度安芸高田市水道事業会計予算」でございます。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を2億9,381万1,000円とするものであります。

予算第4条は資本的収入の予定額を7,205万9,000円、資本的支出の予

定額を1億4,284万4,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,078万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額361万円、過年度分損益勘定留保資金310万5,000円、当年度分損益勘定留保資金6,407万円で補てんをするものであります。

予算第5条に定めます企業債の限度額を4,300万円とし、予算第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものであります。

次に、予算第7条、第8条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員の給与費につきましては、議会の議決を経なければ他の経費との間で流用ができないと定めるものであります。

以上、議案第33号から議案第45号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案13件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。  
日程第50、発議第1号は、私ごとでございますので退席いたします。  
議事の進行を副議長にお願いしたいと思います。  
暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時00分 休憩

(山本議長退場)

午後 0時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原副議長 再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第50 発議第1号 山本優議長の辞職勧告決議について

○青原副議長 日程第50、発議第1号「山本優議長の辞職勧告決議について」の件を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 山本優議長辞職勧告決議についての提案理由を申し上げます。
安芸高田市議会、山本優議長に対し、次の理由により議長を辞職されることを勧告する。山本優議長においては、平成27年安芸高田市議会12月定例会において、議長不信任動議が賛成多数で可決されたにもかかわらず、辞表を提出することもなく、依然として議長職にとどまっている

という事態が続いている。議長みずからが議会の議決を無視するこの状態では、安芸高田市議会の予算を初め、条例など他の全ての議決の価値をおとしめていることである。さらに、議長不信任動議可決後も議会運営の不手際や執行部に対する対応の危機意識の欠如と、その後の反省や改善策も示していない。数回にわたる議会全員協議会の協議においても、信頼の回復や融和を図ろうとしない山本優議長のもとでは、安芸高田市議会の正常な議会運営は到底困難である。よって、いまだに辞表の提出がないことから、山本優議長に対し、議長辞職の勧告を決議する。以上、決議いたします。

- 青原副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 青原副議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 青原副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより発議第1号「山本優議長の辞職勧告決議について」の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔可否同数〕
- 青原副議長 可否同数であります。
ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。
よって、地方自治法第116条第1項の規定により、副議長において本件に対する可否の採決をいたします。本件については副議長は可と採決をいたします。
よって、本件は原案のとおり、可決されました。
ここで、議長の除斥につきましては、これを解除いたします。議長が着席されるまでお待ちください。
暫時、休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時05分 休憩

(山本議長入場)

午後 0時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 山本議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これにて散会いたします。
次回は、2月23日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員